

有効期間満了日 令和12年3月31日

熊交規第62号

令和7年2月5日

### 歩車分離式信号に関する指針の制定について（通達）

見出のことについては、別添「歩車分離式信号に関する指針の制定について（通達）」（令和7年1月31日付け警察庁丁規発第13号）のとおり運用することとしたので、各警察署にあっては、本指針に基づいた適切な信号機改良の上申に努められたい。その他の所属にあっては、執務の参考とされたい。

なお、「歩車分離式信号に関する指針の制定について（通達）」（令和6年4月12日付け熊交規第224号）については、廃止する。

※ 別添「歩車分離式信号に関する指針の制定について（通達）」については警察庁ホームページをご覧ください。